

三原村人事行政の運営等の状況

(令和4年度)

三 原 村

目 次

第1章	三原村職員の給与・定員管理等について	1
1	総括	1
(1)	人件費の状況	1
(2)	職員給与費の状況	1
(3)	ラスパイレス指数の状況	1
(4)	給与改定の状況	2
(5)	給与制度の総合的見直しの実施状況について	2
2	職員平均給料月額、初任給の状況	2
(1)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	2
(2)	職員の初任給の状況	3
(3)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	3
3	一般行政職の級別職員数等の状況	4
(1)	一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	4
(2)	昇給への勤務成績の反映状況	4
4	職員の手当の状況	5
(1)	期末手当・勤勉手当	5
(2)	退職手当	5
(3)	地域手当	5
(4)	特殊勤務手当	6
(5)	時間外勤務手当	6
(6)	その他の手当	6
5	特別職の報酬等の状況	7
6	職員数の状況	8
(1)	部門別職員数の状況と主な増減理由	8
(2)	年齢別職員数構成の状況	9
(3)	職員数の推移	9
第2章	職員の任用状況	10
1	任用の状況	10
(1)	採用者数	10
(2)	退職者数	10
第3章	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	11
1	勤務時間及び週休日、休日	11
2	休暇の種類	11
3	育児休業等	13
第4章	職員のサービスの状況	14
1	年次有給休暇の取得状況	14
2	育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況	14

第5章	職員の分限及び懲戒処分の状況	14
1	分限処分	14
2	懲戒処分	14
第6章	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	15
1	研修の状況	15
2	勤務成績の評定の状況	15
第7章	職員の福祉について	15
1	健康診断の実施	15
2	公務災害の認定状況	15
3	福利厚生事業の状況	15
第8章	等級及び職制上の段階ごとの職員数	16
1	一般行政職の級別職員数	16

第1章 三原村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R4.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度 の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	1,486	2,204,837	49,083	437,298	19.8	17.7

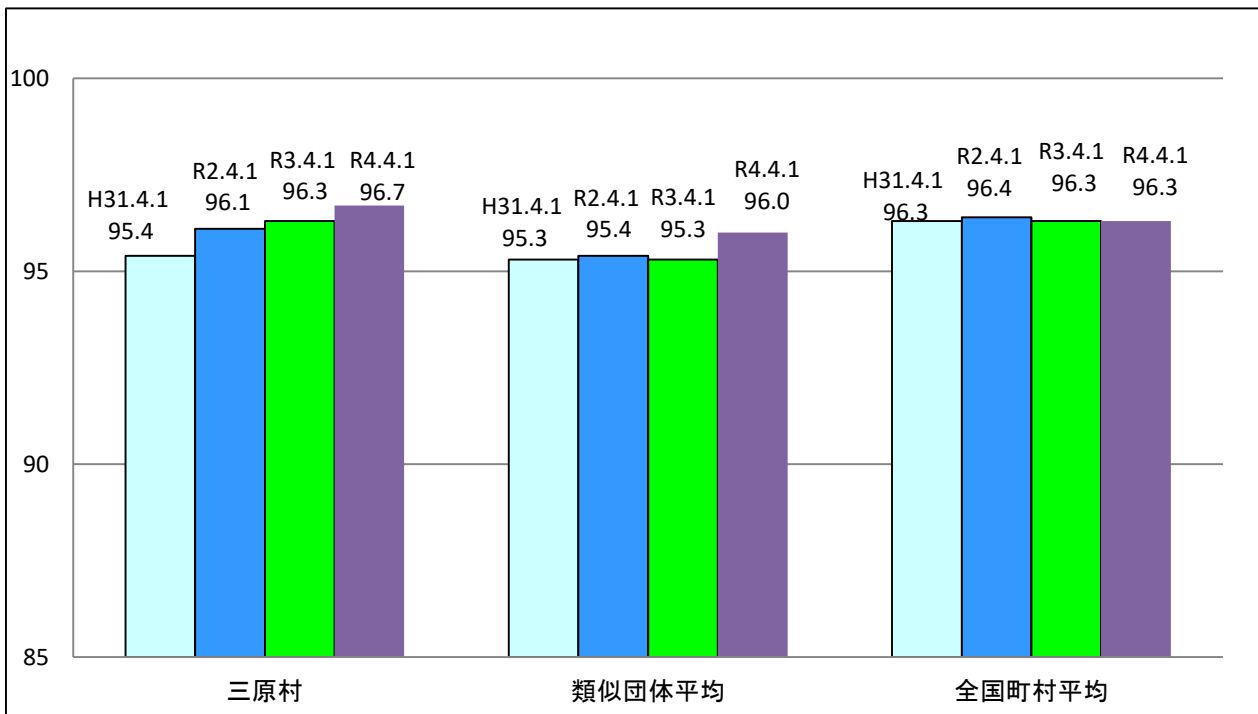
(注) 人件費には、議員報酬手当・委員等報酬・村長等特別職の給与も含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 2年度の一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3年度	42	140,190	12,803	55,704	208,697	4,968	4,738

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したもので

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①②多数を占めていた若年層が、年数経過により給与が増加しているため

(4) 給与改定の状況（人事委員会は置いていません）

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
3年度			月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされてる。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率 0.2%、実施時期H28. 4. 1、経過措置 有 H30. 3. 31まで）

② 地域手当の見直し

地域手当は支給していません。

③ その他の見直し内容

その他の手当については見直ししていません。

2 職員の平均給料月額、初任給の等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三原村	38.3 歳	262,800 円	288,631 円	277,088 円
高知県	42.2 歳	319,609 円	375,118 円	331,518 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円	— 円
類似団体	40.8 歳	294,774 円	337,489 円	324,022 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
三 原 村	51.2 歳	3 人	245,300 円	258,000 円	251,967 円
うち調理員	51.2 歳	3 人	245,300 円	258,000 円	251,967 円
高 知 県	59.6 歳	21 人	259,591 円	281,949 円	264,715 円
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	328,416 円	— 円
類似団体	48.7 歳	2 人	282,958 円	307,601 円	298,277 円

区 分	民 間			参 考 A/B	参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)		年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
三 原 村	—	— 歳	— 円	—	—	—	
うち調理員	調理士	48.6 歳	220,300 円	1.17	4,048,900 円	2,921,000 円	1.39
高 知 県	—	— 歳	— 円	—	—	—	
国	—	— 歳	— 円	—	—	—	
類似団体	—	— 歳	— 円	—	—	—	

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成31～令和3年の3ヵ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		三原村	高知県	国
一般行政職	大学卒	171,700 円	186,400 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	152,300 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	132,300 円	154,500 円	— 円
	中学卒	— 円	140,900 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和4年4月1日現在)

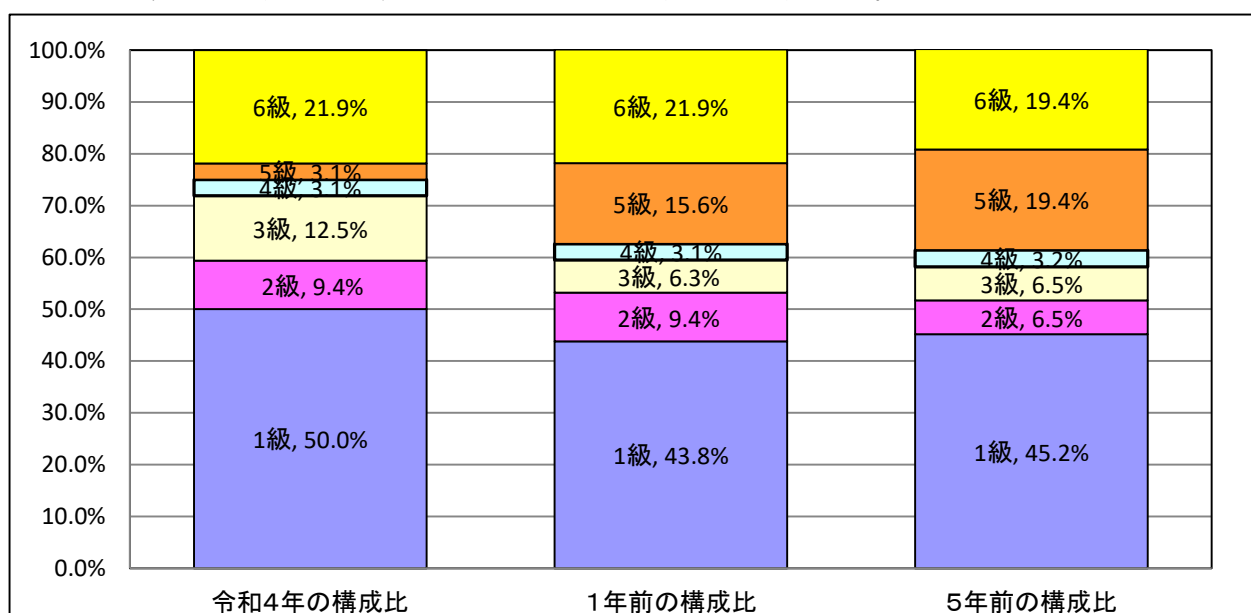
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	244,100 円	366,400 円	397,500 円	401,650 円
	高校卒	— 円	342,400 円	380,300 円	388,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	245,200 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	16 人	50.0 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主任主事の職務	3 人	9.4 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主幹の職務	4 人	12.5 %	231,500 円	350,000 円
4 級	係長・主監の職務	1 人	3.1 %	264,200 円	381,000 円
5 級	課長補佐の職務	1 人	3.1 %	289,700 円	393,000 円
6 級	課長、参事の職務	7 人	21.9 %	319,200 円	410,200 円
計		32 人	100.0 %		

- (注) 1 三原村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までに おける運用	三原村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 原 村	高 知 県	国
1人当たり平均支給額 (3年度) 1,356 千円	1人当たり平均支給額 (3年度) 1,515 千円	—
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 1.65 月分 (0.825) 月分	(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分
加算措置の状況 加算措置 ・役職加算 5%~15%	加算措置の状況 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	加算措置の状況 加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

・()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

令和3年度中における運用	三原村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (令和4年4月1日現在)

支 給 率	三 原 村		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	284千円	20,871千円	—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例処置 2%~20%加算		定年前早期退職特例処置 2%~45%加算	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給していません。

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績		(令和 3 年度決算)	0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額		(令和 3 年度決算)	0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		(令和 3 年度決算)	0.0 %	
手当の種類		(手当数)	3 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	賦課、徴収を本務としないその他の職員		0 千円	日額 500 円
伝染病防疫作業手当		伝染病防疫作業	0 千円	日額 1,000 円
(新型コロナウイルス対策に関するもの)			0 千円	日額 4,000 円
福祉業務手当		死体の取扱業務	0 千円	日額 2,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(令和 3 年度決算)	5,940 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 3 年度決算)	152 千円
支給実績	(令和 2 年度決算)	3,206 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和 2 年度決算)	78 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算定する際の職員数は、「支給実績(2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当での支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人 平均支給年額 (3年度決算)
扶 養 手 当	・配偶者6,500円 ・子10,000円 ・父母等6,500円 ・満16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算	同		3,949 千円	232,294 円
住 居 手 当		異	支給していない	0 千円	0 円
通 勤 手 当	片道2～5km 2,000円 片道5～10km 4,200円 片道10km以上 7,100円	異		1,555 千円	51,833 円
管 理 職 手 当	32,000 円	異		2,688 千円	384,000 円
休 日 勤 務 手 当		異	支給していない	0 千円	0 円
児 童 手 当		同		1,700 千円	212,500 円
宿 日 直 手 当	1回 4,200円	同		0 千円	0 円
管理職特別勤務手当		同		116 千円	16,571 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	600,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000 円 / 500,000 円	
	副 村 長	525,000 円 (円)	667,000 円 / 478,000 円	
報 酬	議 長	237,000 円 (円)	318,000 円 / 203,000 円	
	副 議 長	189,000 円 (円)	258,000 円 / 130,000 円	
	議 員	170,000 円 (円)	251,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	村 長	【2年度支給割合】 6 月期 1.475 月分		
	副 村 長	1 2 月期 1.475 月分 合 計 2.95 月分		
	議 長	【2年度支給割合】 6 月期 1.425 月分		
	副 議 長	1 2 月期 1.625 月分		
	議 員	合 計 3.05 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式) 600,000円×在職年数×500/100	(1期の手当額) 12,000,000 円	(支給時期) 任期毎
	副 村 長	525,000円×在職年数×300/100	6,300,000 円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

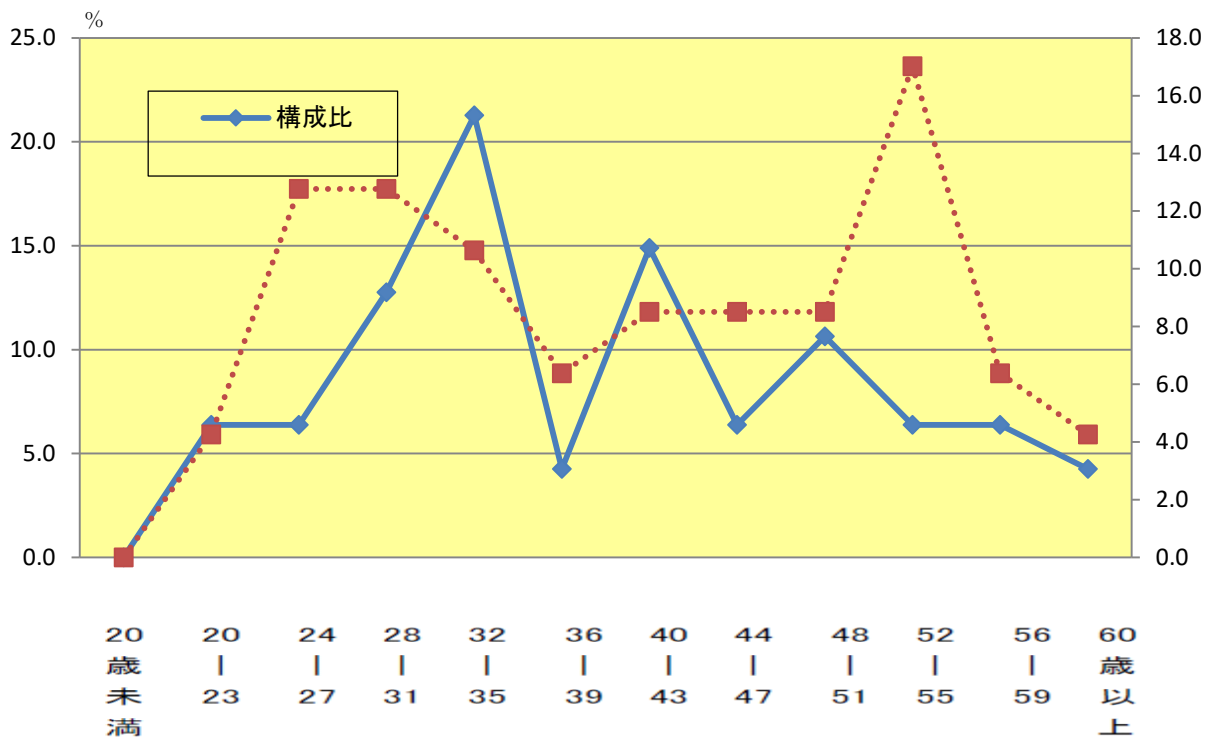
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年度	令和3年度			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1		
		総 務	11	10	1	派遣に伴う増
		税 務	2	2		
		民 生	8	8		
		衛 生	5	5		
		商 工	4	4		
		農林水産	4	4		
		土 木	2	3	△1	配置換えに伴う減
		計	37	37		<参考> 人口1万人当たり職員数 255.17 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 196.63 人)
	特別行政部門	教育部門	5	5		
小 計		42	42		<参考> 人口1万人当たり職員数 289.66 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 232.09 人)	
公営企業等 会計部門	病 院	3	3			
	国 保	1	1			
	介 護	1	1			
	小 計	5	5			
合 計		47	47		<参考> 人口1万人当たり職員数 人	
		[49]	[49]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分		20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	令和4年	0人	3人	3人	6人	10人	2人	7人	3人	5人	3人	3人	2人	47人
	平成29年	0人	2人	6人	6人	5人	3人	4人	4人	4人	8人	3人	2人	47人

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

区分 部門別	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	37	36	37	38	37	37	0	(0.00%)
教育	5	5	5	6	5	5	0	(0.00%)
消防								
普通会計計	42	41	42	44	42	42	0	(0.00%)
公営会計計	5	4	4	5	5	5	0	(0.00%)
総合計	47	45	46	49	47	47	0	(0.00%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

第2章 職員の任用状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和4年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

職種区分	男	女	計
一般行政職	2	4	6

(2) 退職者数

令和3年度に退職した職員は、次のとおりです。

職種区分	男	女	計
一般行政職	1	5	6
消防士	0	0	0

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日	月曜日から金曜日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）
週休日	日曜日及び土曜日は週休日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から12月31日及び1月2日、1月3日

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

年次有給休暇	有給による休暇で、1年につき20日間付与され、1日又は1時間単位で取得することができます。	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の有給による休暇で、次の期間取得することができます。 (1) 公務傷病によるもの 3年以内 (2) 一般の傷病によるもの 90日以内	
特別休暇	災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。	
	場 合	期 間
	1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	3 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	4 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
	5 7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に産出する予定である女子職員が申し出た場合	産出の日までの申し出た期間
	6 女子職員が産出した場合	産出の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)
7 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員が	

特別休暇	場 合	期 間
		この項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
	8 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内でのつど必要と認める日又は時間
	9 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
	10 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき
	11 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして村長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でのつど必要と認める日又は時間
	12 要介護者の介護その他の村長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内でのつど必要と認める日又は時間
	13 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間
	14 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第11条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日、及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
	15 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間
	16 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間

特別休暇	場 合	期 間
	17 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
	18 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
	19 女子職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)	必要と認められる期間。ただし1日を超えるときは、その超える期間については、第14条第1項第2号の規定による
	20 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
	21 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲でそれぞれ必要とされる時間
介護休暇	配偶者(届出をしない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、取得期間は無給です。 連続する6ヵ月の期間内において、1日又は1時間単位で取得することができます。	
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇で、取得する期間は無給です。 1年につき、30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で取得することができます。	

3 育児休業等

育児休業	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度で、休業する期間は無給です。
部分休業	職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分単位で取得することができる制度で、休業する期間は無給です。

第4章 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況

令和3年の取得状況	対象職員数 (村長部局の一般職員)	平均取得日数	消化率
三 原 村	34 人	8.4 日	23.2 %

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(単位：人)

		取得期間					
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え
育 児 休 業	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	1	0	0	0
部 分 休 業	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
介 護 休 暇	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0

第5章 職員の分限及び懲戒処分状況（令和3年度）

1 分限処分（令和3年度）

(1) 分限処分者数

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

2 懲戒処分（令和3年度）

(1) 懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
一般行政職	0	0	0	0	0

(2) 処分の事由別状況

給与・任用に関する不正 (給与不正利得等)	一般服務違反 関係 (職務専念義務違反)	一般非行関係 (刑法違反等)	収賄等関係 (収賄、横領等)	道路交通法 違反	監督責任	合 計
0	0	0	0	0	0	0

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況 (令和3年度)

職員研修は、職員の資質向上と勤務能率の増進等を図ることを目的とし実施しています。

こうち人づくり広域連合	新採用職員研修	3日	0人
	階層別基本研修 (一般職)	1日	3人
	階層別基本研修 (管理職)	1日	0人
	採用2年目研修	2日	2人
	採用5年目研修	2日	2人
	採用10年目研修	2日	1人
	採用15年目研修	1日	0人
	係長研修	2日	0人
	課長補佐研修	2日	0人
	課長研修	2日	0人
	その他	WEB 他	3人
	講師派遣事業	1日	0人

2 勤務成績の評定の状況

こうち人づくり広域連合の講師派遣事業により、平成20・21・24・25年度に人事評価の導入に向けた研修を実施。

第7章 職員の福祉について

1 健康診断の実施 (令和3年度)

区分	40歳以上	40歳未満	35歳	計
短期人間ドック	31	10	1	42
健康診断	26	16	0	42

2 公務災害の認定状況 (令和3年度)

公務災害の種類	新規認定件数	
	傷病	死亡
公務災害	0	0
通勤災害	0	0

3 福利厚生事業の状況 (令和3年度)

会員数	福利厚生事業費	定期健診委託料	互助会への公費負担額	互助会への	互助会への	一人当たりの公費支出額
				職員掛金	公費負担率	
50人	1,343千円	433千円	910千円	910千円	50%	26,877円

- 「福利厚生事業」とは、地方公務員法第42条の規定により実施されている職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業であり、民間企業と同様、雇用主として実施しているもので、県内の市町村の多くが、一般財団法人 高知県市町村職員互助会により実施されています。
- 互助会の給付内容には、人間ドック助成及び保養施設利用助成があります。

第8章 等級及び職制上の段階ごとの職員数

1 一般行政職の級別職員数 (令和4年4月1日現在)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事の職務	15 人	50.0 %	主事	15 人	21 人	70.0 %	係員級
2級	主任主事の職務	3 人	10.0 %	主任主事	3 人			
3級	主幹の職務	3 人	10.0 %	主幹	3 人			
4級	係長・主監の職務	1 人	3.3 %	係長	1 人	1 人	3.3 %	係長級
5級	課長補佐の職務	1 人	3.3 %	課長補佐	1 人	1 人	3.3 %	課長補佐級
6級	課長、参事の職務	7 人	23.3 %	課長	4 人	7 人	23.3 %	課長級
				議会議務局長	1 人			
				会計管理者	1 人			
				次長	1 人			
計		30 人	100.0 %					